令和８年度第７回筑西市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年 10 月９日（金）午後１時 33 分から 午後２時 54 分

２　開催場所　筑西市役所　４階　全員協議会室

３　出席委員（２１人）

会　　長	２２番	水柿　重壽
委　　員	１番	関口　　均
	２番	髙島　敏男
	４番	岩渕　　進
	５番	坂入　　進
	６番	齊藤　秀樹
	７番	赤城　美子
	８番	齊藤　一弥
	９番	中澤　　保
	１０番	栗島　菊雄
	１１番	須藤　栄一
	１３番	國府田　喜久男
	１４番	髙橋　　修
	１６番	稲見　くに子
	１７番	寺内　美雄
	１８番	秋山　員宏
	１９番	宮山　繁治
	２０番	大林　富子
	２１番	瀬端　　洋
	２３番	蓮沼　俊男
	２４番	新井　英雄

４　欠席委員（２人）

３番	永井　尚子
１２番	竹内　紀男

5　議事日程

（1）　開会

（2）　議事録署名委員の指名

（3）　議案

議案第	44 号	農地法第３条の規定による許可について
議案第	45 号	農地法第４条の規定による許可について
議案第	46 号	農地法第５条の規定による許可について
議案第	47 号	現況確認証明（非農地証明）について
議案第	48 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）
議案第	49 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）
議案第	50 号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について

（4）　報告

報告第	26 号	農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告第	27 号	農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について
報告第	28 号	非農地判断について

（5）　閉会

6　農業委員会事務局職員

事務局長兼農地調整課長	澤部　明典
農地調整課庶務調整係 課長補佐	谷島　しづ江
農地調整課庶務調整係 主査	渡邉　久人
農地調整課庶務調整係 主任	大塚　早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺　光紀

7　会議の概要

議　　長	只今より、令和８年度第７回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。 只今の出席委員 21 名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第６条の規定により、会議は成立いたします。なお、欠席の連絡がありました委員は、３番・永井尚子委員、12 番・竹内紀男委員です。 会議書記に、農業委員会事務局の澤部局長、谷島補佐、渡邉主査、大塚主任、渡辺主任の諸君を指名いたします。 本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。 なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。 次に、日程第２ 議事録署名委員の指名を行います。 筑西市農業委員会会議規則第 12 条第２項の規定により、１番・関口均委員と２番・髙島敏男委員、以上２名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。 次に、日程第３ 議案第 44 号「農地法第３条の規定による許可について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	議案第 44 号、農地法第３条の規定による許可について、令和８年 10 月 9 日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。次のページをお願いします。 番号１番から４番は保留となります。 番号：５番、権利：使用貸借権、所在：成田字成田、登記簿地目：雑種地、現況地目：畑、面積：1,164 ㎡のうち 1,163.72 ㎡、譲渡人又は貸主：筑西市直井、譲受人又は借主：桜川市平沢、経営面積、渡人：3,566 ㎡、受人：372,127.84 ㎡、受人の労力総数及び稼働数：2、2。 なお、こちらの申請に対し、取下げ願いが提出されております。 次のページをお願いします。 ６番、使用貸借権、成田字成田、雑種地、畑、876 ㎡のうち 875.72 ㎡、筑西市直井、桜川市平沢、3,566 ㎡、372,127.84 ㎡、2、2。 なお、こちらの申請に対し、取下げ願いが提出されております。 ７番、所有権移転無償、西方字大海道西、畑、畑、829 ㎡、筑西市西方、筑西市西方、829 ㎡、610 ㎡、2、2。 ８番、所有権移転有償、神分字南田、田、田、2,813 ㎡、外２筆、合計３筆、合計面積 4,626 ㎡、筑西市飯島、筑西市飯島、14,387 ㎡、436,801 ㎡、1、1。 ９番、区分地上権、舟生字下木有戸、畑、畑、7,553 ㎡、牛久市上柏田、東京都千代田区丸の内一丁目、17,208 ㎡、0 ㎡。

次のページをお願いします。

10番、区分地上権、舟生字下木有戸、畑、畑、2,054㎡、筑西市舟生、東京都千代田区丸の内一丁目、14,661㎡、0㎡。

11番、所有権移転無償、舟生字下宿、畑、畑、820㎡、筑西市舟生、筑西市井上、820㎡、7,128㎡、1、1。

12番、所有権移転有償、上野字川端、畑、畑、139㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 2,111㎡、水戸市上国井町、筑西市江、31,724㎡、55,997㎡、2、2。

13番、所有権移転無償、向川澄字川端、田、田、2,735㎡、筑西市向川澄、筑西市向川澄、3,745㎡、958㎡、2、1。

14番、所有権移転有償、西方字大海道、畑、畑、734㎡、筑西市西方、筑西市野殿、734㎡、23,161㎡、3、3。

次のページをお願いします。

15番、所有権移転有償、中根字石川、畑、畑、606㎡、桜川市真壁町酒寄、桜川市真壁町酒寄、618㎡、15,849㎡、3、1。

16番、所有権移転有償、森添島字南宿、畑、畑、450㎡、外6筆、合計7筆、合計面積 12,067㎡、結城市結城、筑西市上平塚、12,067㎡、260,305㎡、3、2。

17番、所有権移転有償、上野字西郷、畑、畑、373㎡、筑西市上野、筑西市上野、9,830㎡、7,261㎡、2、2。

次のページをお願いします。

18番、所有権移転有償、下平塚字平塚西、畑、畑、135㎡、外1筆、合計2筆、合計面積 197㎡、筑西市下平塚、古河市諸川、3,764㎡、0㎡、1、1。

19番、区分地上権、蓬田字天作、田、田、4,685㎡、栃木県塩谷郡塩谷町大字泉、東京都千代田区神田練塀町、173,004.08㎡、0㎡、0、0。

番号20番は保留となります。

21番、所有権移転無償、上中山字島、田、田、2,990㎡、外2筆、合計3筆、合計面積 7,225㎡、筑西市伊佐山、筑西市上中山外1名、449㎡、1,581㎡、2、2。

以上です。

議　長　　只今、事務局より説明がありました。

受付番号7番から、調査委員の報告をお願いいたします。

瀬端　洋
委　員　　21番、瀬端がご報告申し上げます。

先月ですね、28日の日に、書類審査を行いました。

書類にはですね、不備はありませんでした。

後日ですね、渡人に電話をしまして、確認しましたところ、受人はですね、

渡人の兄弟、弟だということでありました。
それで、贈与ということで土地をあげた、ということでありました。
以上のことよりですね、許可相当かと思われますけども、さらなる皆様がたのご審議のほど、よろしくお願いいたします。
以上です。

議　　長　　８番をお願いします。

宮山繁治委員　19 番、宮山です。
私からは８番と 18 番、これについて説明します。
先月 28 日、書類確認しました。
８番なんですが、売買でありますが、渡人の方に本人確認しましたら、渡人の方はね、野菜作りで、稲作はもうやめたというようなことで、売るということで、返事をいただきました。
また 18 番、同じく売買なんですが、これについては、渡人の近くの畑が、今度、家庭菜園をやりたいっていうような申し出がありましてですね、住所は近隣なんですが、隣に家を建てる、というようなことで、この件については、農地で家庭菜園というようなことで、買うというようなことでありました。
双方ともね、問題なく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いします。
以上です。

議　　長　　９番をお願いします。

齊藤一弥委員　８番の齊藤です。
９番、10 番、11 番、12 番、17 番を報告します。
９月の 28 日に関城支所におきまして、書類審査を行いました。
後日、電話で確認をいたしましたので、ご説明申し上げます。
９番ですが、渡人に、失礼しました、９番と 10 番が、受人が一緒ですので、併せてご報告いたします。９番、10 番とも渡人に電話をいたしました。営農型発電の、この受人の会社からですね、依頼を受けまして、太陽光を設置していただけないか、というようなことでした。
９番、10 番とも、営農型発電のための申請です。
11 番は、渡人が電話に出ませんでしたので、受人に電話をいたしました。
受人は、建築業を営んでいる方で、渡人の住宅敷地を、売買で取得したそうです。この申請地の畑が隣接にありまして、無償で結構ですから、もらっていただけないかということで、この所有権移転無償の申請になったそうです。

12番は、渡人が振興公社なので、受人の方に電話で確認をしました。
ある団体から、不良債権になっているこの畑を買っていただけないかということで、今回の売買になったそうです。
それと、17番の渡人は、電話に出なかったものですから、受人に電話をし、確認しているところに、折り返し渡人から電話をいただきまして、双方から確認をいたしました。
この土地は、受人の住宅敷地に隣接している畑で、受人から渡人に、農地を譲っていただけないか、という話がありまして、今回の売買になったそうです。
いずれの案件も許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　　13番をお願いします。

岩渕　進　　４番の岩渕です。
委　　員　　３条の13番の案件を報告します。
先月25日、書類審査を行いました。
後日、電話で渡人に申請内容の確認を行ったところ、間違いがないということでした。
書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審査をお願いします。
以上です。

議　　長　　14番をお願いします。

関口　均　　１番、関口です。
委　　員　　14番について発表いたします。
先月28日に書類審査をし、後日、電話または本人に聞き取り調査を行いました。
双方とも、提出された書類に間違いはありませんでした。
よって、案件14番は、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。
以上です。

議　　長　　15番をお願いします。

赤城美子　　７番、赤城が３条の15番について報告いたします。
委　　員　　去る９月25日、明野支所内におきまして、書類審査を行いました。

渡人は、市外に住んでおり、子供たちも遠方に住んでいて、渡人本人も体調を崩しており、管理をしていくのが困難なので、早く手放したかったそうです。

幸い、受人が快く引き受けてくれて、売買が成立したとのことでした。

後日、渡人に電話をして、申請に間違いのないことを確認しました。

書類に不備も見られず、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　16番をお願いします。

國府田喜久男委員　13番、國府田です。

この案件は、この持ち主が亡くなってしまって、せがれさんが弁護士に頼んだと思います。それと、受け手の方は、推進委員の方です。

ですから、この件については問題ないと思います。許可相当と思われます。

さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長　19番をお願いします。

秋山員宏委員　18番、秋山が報告をいたします。

先月の25日に協和地区の農業委員及び推進委員、全員で書類の審査を行いました。

後日、渡人と受人に電話をしたんですが、代理人の方にお願いしてありますのでっていうことなので、代理人の方に電話をしました。

今回、営農型太陽光発電の区分地上権っていうことなので、書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様方のさらなるご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　21番をお願いします。

新井英雄委員　24番の新井です。

21番についてご報告いたします。

先月28日、書類審査を実施いたしました。

電話で確認をいたしました。

所有権移転無償ということで、受人と渡人はね、親戚の関係であります。

申請どおり、間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議、お願いいたします。
以上です。

議　　長　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委　　員　「異議なし」

議　　長　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 44 号　受付番号７番から 19 番、及び 21 番を採決いたします。
議案第 44 号　受付番号７番から 19 番、及び 21 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　（挙手全員）

議　　長　挙手全員。
議案第 44 号　受付番号７番から 19 番、及び 21 番を原案どおり許可することに決しました。
次に、議案第 45 号「農地法第４条の規定による許可について」を上程いたします。
それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　渡邉主査より説明させます。

渡邉主査　７ページをお願いいたします。
議案第 45 号、農地法第４条の規定による許可について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。
次のページをお願いします。
番号１番、所在：成田字成田、登記簿地目：雑種地、現況地目：畑、面積：876 ㎡のうち 0.28 ㎡、申請人：筑西市直井、転用事由：営農型太陽光発電設備。
こちらについては、取下げ願いが出ております。
２番、成田字成田、雑種地、畑、1,164 ㎡のうち 0.28 ㎡、筑西市直井、営農型太陽光発電設備。
こちらも、取下げ願いが出ております。
３番、関本上字天神下、畑、宅地、195 ㎡、筑西市関本上、農家住宅敷地拡

張。
申請地は、関城支所の北側約 1.8km に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。
申請者は、市内在住の個人です。平成 25 年に敷地の南側に子供部屋を増築し、カーポートも建てています。
本来であれば、農地を復旧後に許可申請をするところですが、今後も同様に利用するため、現状のまま利用したいと始末書を添付し、申請されております。
以上です。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。
受付番号３番について、調査委員の報告をお願いいたします。

栗島菊雄
委　　員　　10 番、栗島です。
先月 28 日に書類審査及び現地調査をして参り、後日、本人に確認を取りました。
今、事務局の方からの説明があったように、違反転用っていうかたちなんですが、現にもう宅地として利用しているっていうことで、面積があれで、取り壊して元に戻すっていう事も難しいようなんで、関城地区全員の協議で、許可相当にしようっていうことで話がまとまりました。
以上の報告をいたします。よろしくお願いいたします。

議　　長　　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 45 号　受付番号３番を採決いたします。
議案第 45 号　受付番号３番は 30ａ以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。
議案第 45 号　受付番号３番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取

する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 46 号「農地法第５条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　渡邉主査より説明させます。

渡邉主査　９ページをお願いいたします。

議案第 46 号、農地法第５条の規定による許可について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号１番、権利：使用貸借権、所在：茂田字薬師堂前、登記簿地目：畑、現況：畑、面積：948 ㎡のうち 15 ㎡、譲渡人：筑西市茂田、譲受人：筑西市茂田、転用事由：駐車場。

申請地は、筑西市役所から南東 2.8 ㎞、筑西幹線道路の西約 150ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地の隣地に住居を構えておりますが、敷地が狭く、駐車場の確保ができず、近隣に民間などの駐車場もないため、駐車場を確保すべく申請するものです。

２番、賃貸借権、舟生字下木有戸、畑、畑、2,054 ㎡のうち 10.71 ㎡、外１筆、合計 9,607 ㎡のうち 19.19 ㎡、筑西市舟生、外１名、東京都千代田区丸の内、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から 10 年間。

申請地は、関城支所から北 1.2㎞、筑西・三和線の東約 400ｍに位置する、広がりのある第１種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、茨城県内を中心に太陽光発電所を開発しており、事業拡大に伴い、申請地に営農型太陽光発電設備を新設すべく申請するものです。なお、カボチャ、ショウガなどを作付けする計画となっております。

３番、所有権移転有償、関本上字天神下、畑、雑種地、720 ㎡、栃木県宇都宮市雀の宮、筑西市関本上、資材置場。

申請地は、関城支所から北 1.8㎞、船舟新道沿い西に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地で建設工事業を営んでおりますが、現在の敷地では狭あいのため、安全性確保のため、隣接する申請地を購入し、資材置場を拡張すべく申請するものです。

４番、所有権移転有償、樋口字杉下、畑、畑、592 ㎡、外２筆、合計 1,364 ㎡、筑西市樋口、大阪府大阪市中央区道修町一丁目、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道ひぐち駅から北東約 300ｍ、旧国道 294 号線から約 200

ｍ東の、公共投資のされていない農地の第２種農地です。

申請者は、太陽光発電事業を主たる事業の一つとしており、交通アクセスの利便性、面積の確保、日照要件にも適合すること、市内に管理する既存の発電所があることから、新たに太陽光発電所を建設すべく申請するものです。

番号５番、所有権移転有償、玉戸字山ケ島、畑、畑、1,034 ㎡、筑西市玉戸、筑西市玉戸、社会福祉施設。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅から南 1.2 ㎞、公共投資のされていない農地の第２種農地です。

申請者は、現在、玉戸地内、申請地の隣地にて社会福祉施設を営む法人ですが、事業拡張のため敷地を拡張すべく申請するものです。

６番、所有権移転有償、藤ケ谷字藤野、畑、畑、47 ㎡、外 1 筆、合計 379 ㎡、筑西市黒子、筑西市藤ケ谷、自己住宅。

申請地は、関城支所から東約 2 ㎞、飛行場通りの東側 200ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地の隣地に両親、祖母と同居しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

７番、所有権移転有償、深見字舘野、畑、畑、595 ㎡、筑西市深見、筑西市海老ケ島、自己住宅。

申請地は、西部メディカルセンターから北 300m、筑西幹線道路東約 100m に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

８番、賃貸借権、伊讃美字下原、田、田、955 ㎡、外 1 筆、合計 1,913 ㎡、筑西市岡芹、筑西市岡芹、資材置場。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅から北 20ｍに位置する農地の第３種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市内でスポーツ用品の販売業、スポーツ施設の管理業を営んでおりますが、店舗近くの資材置場が手狭になったため、新たに資材置場を確保すべく申請するものです。

９番、所有権移転有償、布川字十二天原、畑、畑、2,418 ㎡、筑西市布川、筑西市布川、車両置場。

申請地は、筑西市役所から南西約 5.2 ㎞、筑西・三和線の西 500ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、申請地の隣地にて中古車販売業を営む法人ですが、既存の車両置場が狭あいで、作業動線と来訪者の通行動線が重複しているため、安全確保と車両置場を拡幅すべく申請するものです。

10 番、11 番、12 番は保留になります。

13 番、所有権移転有償、下川島字御料境、畑、畑、175 ㎡、古河市長左エ門新田、兵庫県姫路市四郷町、駐車場・資材置場。

申請地は、筑西広域事務組合環境センターから西約 200m、国道 50 号線から南約 100mに位置する、公共投資のされていない農地の第２種農地です。

申請者は、申請地の隣地にて食肉加工業を営む法人ですが、事業拡大のため、従業員を 100 人以上新規に雇用するため、駐車場の確保と、現在の敷地内の資材を移動するための敷地を確保すべく申請するものです。

14 番は保留となります。

15 番、所有権移転有償、岡芹字中田、田、宅地、36 ㎡、筑西市岡芹、筑西市下岡崎二丁目、自己住宅。

申請地は、筑西市役所から北西約 2㎞、国道 294 号線の東 80mに位置する、第２種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市内で借家住まいをしていますが、婚姻を機に自己住宅を建設すべく申請するものです。

16 番、賃貸借権、蓬田字天作、田、田、4,685 ㎡のうち 0.36 ㎡、栃木県塩谷郡塩谷町大字泉、東京都千代田区練塀町、営農型太陽光発電設備、一時転用、許可日から３年間。

申請地は、協和支所から北東約 3㎞、国道 50 号線から北約 500mに位置する第１種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、営農型太陽光発電に取り組む法人であり、十分な日照が確保できること、進入路が確保でき、大型トラクターが移動できる面積が確保できることなど、申請地が事業に適した土地であると判断したことから、申請するものです。なお、小麦を作付けする計画となっております。

17 番、所有権移転有償、下平塚字平塚西、畑、畑、499 ㎡、筑西市下平塚、古河市諸川、自己住宅。

申請地は、筑西市役所から北西約 3㎞に位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、市外で借家住まいをしていますが、世帯の独立を機に自己住宅を建設すべく申請するものです。

番号 18 番は保留です。

19 番、使用貸借権、玉戸字山ヶ島、畑、宅地、435 ㎡、外３筆、畑、宅地、合計 903 ㎡、筑西市玉戸、筑西市玉戸、農家住宅敷地拡張。

申請地は、JR 水戸線玉戸駅から南西約 800m、国道 50 号線の南約 100mに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、市内で農業を営んでいますが、農業用倉庫の建築を計画したところ、申請地が農地のままであったことから、それを是正すべく、始末書を添え

て申請するものです。

20 番、所有権移転有償、横塚字町北、畑、畑、205 ㎡、外 1 筆、合計 462 ㎡、神奈川県高座郡寒川町一之宮三丁目、筑西市門井、自己住宅。

申請地は、協和支所から西約 2㎞、国道 50 号線の南 200ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、市内の借家に住んでおりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

21 番、使用貸借権、蓮沼字香取、畑、畑、322 ㎡、筑西市蓮沼、筑西市門井、自己住宅。

申請地は、協和支所から南西約 800ｍ、JR 水戸線の北 100ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、市内の借家に住んでおりますが、子の成長に伴い手狭になったため、実家の隣接地である申請地に、新たに自己住宅を建設すべく申請するものです。

22 番、所有権移転有償、上平塚字庚申山、畑、雑種地、33 ㎡、筑西市上平塚、筑西市飯島、給油所・駐車場。

申請地は、ザ・ヒロサワ・シティ体育館から西約 300ｍに位置する、広がりのある農地の第１種農地です。周囲に６戸連担が確保できます。

申請者は、市内飯島で運送業を営む法人で、申請地は物流センターとしておりますが、この度、借地であった申請地を譲り受ける手続きをすすめていたところ、同地が農地のままであった事実を知り、それを是正すべく、始末書を添えて申請するものです。

以上です。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。

受付番号１番から調査委員の報告をお願いいたします。

中澤　保　　９番、中澤です。

委　　員　　私からは１番と７番について報告いたします。

９月 28 日に書類審査及び現地調査を行いました。

後日、渡人さんの方へ連絡をとりましたところ、渡人さんの方は全然電話に出られなくて、受人さんの方へ電話いたしましたら、私が一任されているので問題はない、という返事でした。

次、７番なんですが、やはり、書類審査及び現地調査を 28 日に行いました。

後日、電話連絡をし、渡人さんの方に連絡がつきまして、申請書類どおり間違いがございません、という返事をいただきました。

１番と７番について、書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様の

さらなるご審議の方お願いいたします。
以上です。

議　　長　　２番をお願いします。

栗島菊雄委員　　10 番の栗島です。
２番と３番と６番をご報告申し上げます。
まずは２番ですが、この件は、３条の９番と 10 番で、許可を認めてもらった土地と同一のところです。
営農型太陽光ということで、太陽光の設備の柱の部分の面積かな、書類にも不備がなく、利用するにあたっても、太陽光ということで間違いないっていうことで、問題ありません。
３番ですが、渡人受人、双方に何度か電話したんだけど、出てもらえなくて、代理人の方に電話をして聞いて参りました。
代理人が頼まれて書類作り、申請をしたので、申請に間違いないことを確認して参りました。
それと６番ですか。
６番は、やはり 28 日に書類審査、現地調査をして、受人の方に自己住宅を建てたいっていうことで、渡人の方の土地を、取得して自己住宅を建てたいっていうことでありました。
３件とも、書類に不備もなく、なんら問題ないかと思いますけど、さらなる皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。
以上です。

議　　長　　４番をお願いします。

新井英雄委員　　24 番、新井です。
４番についてご報告申し上げます。
先月 28 日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。
現地は、集落のちょうど真ん中辺にありまして、現在は、草が生えている場所です。
太陽光発電するということで、特別問題はないかと思います。
電話で確認したんですが、旦那さんが最初、出たんですが、耳が遠くて全然話わかんなくて、何だかんだやっている時に、奥さんに代わっていただきました。奥さん、大丈夫ですよ、というふうなことだったんで、申請書どおり間違いないということなんで、書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長　　５番をお願いします。

関口　均　　１番、関口です。

委　　員　　５番について発表いたします。

先月 28 日に書類審査をして、現地確認を行いました。

幸町の東側で一番北側に、３、４年前に建てた社会福祉施設があります。

そこの北側に、新たに宿泊できる施設を作るそうです。

電話で聞いたところ、書類に間違いもなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議　　長　　８番をお願いします。

瀬端　洋　　21 番、瀬端がご報告申し上げます。

委　　員　　先月 28 日の日に書類審査を行い、その日、同時にですね、現地調査を行いました。

現地はですね、非常に荒れていまして、ひどい状態だったんですけども、渡人に電話をして、確認したところ、そのようなところなもんですから、受人に借りてもらえたということで、このような結果になったということでございます。

以上のことより、許可相当かと思われますけども、さらなる皆様がたのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　９番をお願いします。

國府田　　13 番、國府田です。

喜久男　　９番と 19 番について報告します。

委　　員　　先月の 28 日に、書類審査の後、全員で現場を見ました。

そのあと電話で確認したんですが、間違いないということで、それから受人は、自動車関係の仕事をしていまして、どこの人ですかって国を聞いたら、〇〇〇〇〇〇〇だと言っていました。こちらも問題ないということです。

それから、19 番ですね。

こちらは、親子関係です。

このお母さんの土地を、長男さんが受け入れるということなので、これも問

題ないと思います。
　いずれも許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。
　以上です。

議　　長　　13番をお願いします。

大林富子
委　　員　　20番、大林です。
　13番について報告いたします。
　先月28日に、書類審査及び現地調査を行いました。
　現地は食肉の加工工場、建物の西側の道路沿いの畑でした。
　後日、渡人受人に電話にて、内容に間違いないことを確認しました。
　種類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。
　以上です。

議　　長　　15番をお願いします。

宮山繁治
委　　員　　19番、宮山です。
　私から、５条の15番、17番、それから22番について説明します。
　先月28日、書類及び現地の確認をしております。
　まず15番ですが、自己住宅建設ということで、売買というようなことでありますが、本人確認についてはですね、渡人の方へしました。
　これ、宅地75坪の中に、田んぼが、36㎡ほど残っていまして、今回、一緒になっての建設をする、というようなことでありました。
　続いて17番、これも同じく売買となりますが、これについては、３条の18番の件と同一場所であり、今度は自己住宅建設というようなことで、５条ということになります。
　本人確認はね、３条と同じでありますので割愛したいと思います。
　次に、22番ですが、渡人が電話に出ないんで、代理人の方へ確認しております。
　売買ですが、以前に売買済みとなっている場所、これがですね、一部畑として残っていた、というようなことで、始末書を添付して、今回改めて移転するっていうような５条であるそうです。
　以上３件、許可相当と思いますが、さらなるご審議をお願いします。
　以上です。

議　　長	16 番をお願いします。
秋山員宏 委　　員	18 番、秋山が報告いたします。 先月の 25 日に、協和地区の農業委員さんと推進委員さんで、書類の審査を行いました。 この案件は３条の 19 番と、渡人受人が同一でありますんで、また、代理人の方に電話で確認をいたしました。 営農型太陽光発電設備の、支柱の部分だと思われます。太陽光発電の下では小麦を作付する、ということでした。 書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議　　長	20 番をお願いします。
岩渕　進 委　　員	４番の岩渕です。 ５条の 20 番と 21 番の案件、２件を報告します。 先月 29 日、書類審査と現地確認を行いました。 20 番の案件ですが、後日、渡人に電話で申請内容に間違いがないと確認しました。書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審査をお願いします。 続いて、21 番の案件ですが、近所だったので、直接渡人に会って、申請内容の確認を行いました。親子間での契約で、書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審査をお願いします。 以上です。
議　　長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いいたします。
委　　員	「異議なし」
議　　長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 46 号　受付番号１番、３番から９番、13 番、15 番、17 番、及び 19 番から 22 番を採決いたします。 議案第 46 号　受付番号１番、３番から９番、13 番、15 番、17 番、及び 19 番から 22 番は 30ａ以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネット

ワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。

議案第 46 号　受付番号１番、３番から９番、13 番、15 番、17 番、及び 19 番から 22 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

続いて、議案第 46 号　受付番号２番、及び 16 番は営農型太陽光設備であり、事業面積が 30ａを超える農地転用事案となります。

議案第 46 号　受付番号２番、及び 16 番を許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。よって、議案第 46 号　受付番号２番及び 16 番は、原案どおり許可相当とし、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取することに、決しました。

次に、議案第 47 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　渡邉主査より説明させます。

渡邉主査　　議案第 47 号、現況確認証明（非農地証明）について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお願いします。

番号１番、所在：桑山字拾六番耕地、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：323 ㎡ほか１筆、合計面積 745 ㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市桑山。

申請地は、協和支所から南約 5km、県道石岡・筑西線から南約 200ｍに位置する土地です。

20 年以上、農地ではないとして航空写真を添付し、証明願いが出されております。

２番、関本上字天神下、畑、畑、940 ㎡、雑種地、雑種地、千葉県船橋市古和釜町。

申請地は、関城支所から北 2㎞、船舟新道沿い西に位置する土地です。
20 年以上、農地ではないとして航空写真を添付し、証明願いが出されております。
３番は、保留となります。
４番、木戸字宮本、畑、畑、66 ㎡、宅地、住宅敷地、埼玉県南埼玉郡宮代町。
申請地は、関東鉄道常総線黒子駅から南 800ｍ、黒子西通り西 100ｍに位置する土地です。
20 年以上、農地ではないとして航空写真を添付し、証明願いが出されております。
以上です。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。
受付番号１番から調査委員の報告をお願いいたします。

蓮沼俊男
委　　員　　23 番、蓮沼が報告します。
先月の 25 日に、書類審査をいたしまして、その後、協和地区全員の委員さんで、現地を見て参りました。
申請地は、自宅前の土地でありまして、それぞれの土地に倉庫と作業場が建っておりました。
協和地区全員で、許可相当であろうという話が出まして、非農地証明の発行は可能かと思われますが、皆様のさらなる審議をよろしくお願いいたします。
以上です。

議　　長　　２番をお願いします。

栗島菊雄
委　　員　　10 番、栗島です
２番と４番をご報告申し上げます。
先月の 28 日書類審査、及び現地を確認して参りました。
２番ですが、20 年以上前にも、今の雑種地になっているということで、新たな利用してもらったのがいいんじゃないかと、関城地区全員の方の考え方です。
４番ですが、もうここは面積からいっても、住宅のすぐ隣接したところで、もう住宅敷地の一部っていう利用で、もう 20 年以上経っていますので、非農地証明は発行可能ということで、関城地区の全員で判断をして参りました。
以上です。

議　　長　　調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 47 号　受付番号１番、２番及び４番を採決いたします。

議案第 47 号　受付番号１番、２番及び４番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。

よって議案第 47 号　受付番号１番、２番及び４番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 48 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式)」を上程いたします。

なお、議案第 48 号は、７番議席・赤城美子委員、８番議席・齊藤一弥委員、24 番議席・新井英雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。

午後２時 39 分除斥

議　　長　　それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐より説明させます。

谷島補佐　　議案書の 19 ページをお開き願います。

議案第 48 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」(一括方式)、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお開き願います。

農用地利用集積等促進計画（案)・総括表（申請）について、ご説明いたします。

農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を、借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付けにおいて、契約開始日につきましては、新規のものは、令和８年 12 月１日、中間の貸借更新のものは、令和９年４月１日が開始日となり、総括表が示してございます。

現況地目は田、及び畑で、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。

まず新規でございますが、契約が３年未満のものが６筆、5,404 ㎡、３年以上６年未満のものが 75 筆、182,035 ㎡、６年以上 10 年未満のものが２筆、2,026 ㎡、10 年以上のものが、716 筆、1,156,892 ㎡、合計 799 筆、1,346,357 ㎡でございます。

中間の貸借更新でございますが、契約が３年以上６年未満のものが 19 筆、43,872 ㎡、10 年以上のものが、107 筆、177,661 ㎡、合計 126 筆、221,533 ㎡でございます。

明細につきましては、21 ページから 42 ページに記載のとおりでございます。

詳細につきましては、省略させていただきます。

以上でございます。

議　長　　只今、事務局より説明がありました。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　員　　「異議なし」

議　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 48 号を採決いたします。

議案第 48 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」に賛成の委員は挙手を願います。

委　員　　（挙手全員）

議　長　　挙手全員。

よって、議案第 48 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式）」を決定することに、決しました。

ここで７番議席・赤城美子委員、８番議席・齊藤一弥委員、24 番議席・新井英雄委員の除斥を解きます。

午後２時 44 分解除

議　長　　次に、議案第 49 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐より説明させます。

谷島補佐　　議案書の 43 ページをお開き願います。
議案第 49 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」（再配分）。
令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。
次のページをお開き願います。
農用地利用集積等促進計画（案）・総括表（申請）について、ご説明いたします。
農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を、借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。
再配分されたものの契約開始日は、令和８年 12 月１日でございます。
現況地目は田、各設定区分の合計数のみ、読み上げをいたします。
３年以上６年未満のものが２筆、4,757 ㎡、６年以上 10 年未満のものが、６筆、20,585 ㎡、合計８筆、25,342 ㎡でございます。
明細につきましては、45 ページに記載のとおりでございます。
詳細については、省略させていただきます。
以上でございます。

議　　長　　只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　　員　　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 49 号を採決いたします。
議案第 49 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」に賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。
よって、議案第 49 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律

の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）」を決定することに、決しました。

次に、議案第 50 号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長　渡邉主査より説明させます。

渡邉主査　別紙①をお願いいたします。

議案第 50 号、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

裏面をお願いします。

番号１番、所在：下川島字御料境、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：175 ㎡ほか７筆、合計面積 4,279 ㎡、譲渡人：古河市長左エ門新田、兵庫県姫路市四郷町、譲受人：兵庫県姫路市四郷町、転用事由：駐車場・資材置場。

本件は、令和７年８月の農業委員会定例総会で、下川島字御料境■■■-■から■■■-■の７筆の所有権移転が許可されたところですが、そこに今回の議案 46 号、13 ページの 13 番、下川島字御料境■■■-■の１筆を加える事業計画変更申請をするものです。

以上です。

議　長　只今、事務局より説明がありました。

受付番号１番について、調査委員の報告をお願いいたします。

大林富子委員　20 番、大林です。

１番について報告いたします。

やはりこれもですね、渡人と受人にちょっと確認しまして、内容に間違いないことを確認しました。

５条の 13 番の土地も合わせたところで、同じように確認をいたしました。

許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議　長　調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いいたします。

委　員　「異議なし」

議　　長　　異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 50 号 受付番号１番を採決いたします。

議案第 50 号 受付番号１番を原案どおり、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

委　　員　　（挙手全員）

議　　長　　挙手全員。

よって、議案第 50 号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、原案のとおり決定することに、決しました。

次に、日程第４　報告第 26 号から第 28 号を事務局より説明願います。

事務局長　　谷島補佐より説明させます。

谷島補佐　　報告第 26 号から報告第 28 号までを一括してご説明いたします。

初めに 46 ページをお開き願います。

報告第 26 号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお開き願います。

届出受理件数は２件でございます。

これは、市街化区域内における権利移動を伴う転用で、資材置場２件でございます。

次に 48 ページをお開き願います。

報告第 27 号 農地法第 18 条第６項の規定による通知の報告について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお開き願います。

49 ページから 59 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、29 件でございます。

次に 60 ページをお開き願います。

報告第 28 号　非農地判断について、令和８年 10 月９日提出、筑西市農業委員会会長　水柿重壽。

次のページをお開き願います。

非農地判断件数、１件でございます。

現地調査を実施し、当該農地が山林化等により耕作に資することができない状態であるため、非農地判断を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

議　　長	報告第26号から第28号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。 以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。 これをもちまして令和８年度第７回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。 委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和８年１０月９日

議　　長

署名委員

署名委員